

# 法人文書開示決定延長通知書

法法文 第1179号  
平成25年11月15日

添田孝史 様

国立大学法人東北大学



平成25年10月18日付け（受付は平成25年10月21日）で申請のありました法人文書の開示請求については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律第10条第2項の規定により、次のとおり決定の期限を延長しましたので、通知します。

法人文書の名称 又は内容	災害科学国際研究所の今村文彦教授が受けとられた奨学寄附金・受託研究費・共同研究費・学術指導料（東北大学学術指導取扱規程によるもの）の内訳（金額、委託元等）がわかる資料。保存期間分。
決定期限	平成25年11月19日
延長する期間	30日間
延長後の決定期限	平成25年12月19日
決定延長の理由	本学の法人文書の開示に当たっては、該当する法人文書を保有している部署（学部、研究所等を含む）における法人文書の検索及び開示の可否等の一次審査に概ね2週間、更に、学内の審査委員会における審査（そのための事前準備等を含む）に概ね2週間必要となるのが通常ですが、本事案では、特定した文書に第三者情報が含まれていたことから、第三者に対し意見照会を行う必要が生じたので、更なる時間の猶予をいただきたいと存じます。何卒ご理解の程よろしくお願い申し上げます。

※ご不明な点がある場合は、国立大学法人東北大学情報公開室（TEL：022-217-4848）までご連絡ください。